

公益社団法人トライアスロンジャパン

役員選任規程

(目的)

第1条 公益社団法人トライアスロンジャパン（以下「TRIJ」という）の役員（理事及び監事）の選任に関する事項は、TRIJ 定款について定めるものの他、この規程の定めるところによる。

(理事候補者の推薦)

第2条 理事候補者については、TRIJ 定款第21条第1項第1号に定める範囲で、次の各号に掲げる者の中から、それぞれの各号に定める人数の範囲内で、社員総会に推薦するものとする。

(1) 各地域トライアスロン競技団体(ブロック)が互選により別表に定める定数まで推薦する者 11名以内

(2) 理事会が推薦する者（定款で定める定数から前号の(1)を差し引いた人数以内)

(3) 前号の(2)の中にアスリート委員会から2名（女子1名・男子1名：パラトライアスロン競技者含む）の推薦を含むものとする。

(4) 前各号の理事候補者のうち40%以上を女性候補者、25%以上を外部有識者（学識経験者含む）とするよう努めるものとする。

(監事候補者の推薦)

第3条 監事候補者については、TRIJ 定款第21条第1項第2号に定める3名以内（外部有識者含む）の範囲で、理事会が社員総会に推薦するものとする。

(年齢の制限)

第4条 理事及び監事の各候補者は理事就任時の年齢は、18歳以上80歳未満でなければならない。

(継続の制限)

第5条 理事は、在任期間が同一職において連続10年を超えてはならない。ただし、次の各号に該当する場合にはこの限りではない。

(1) 当該理事が在任期間中に International Federation (IF) であるワールドトライアスロンの規程により理事職に就任している場合。

(2) 当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上及び中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事として務めることが不可欠である特別な事情があるとの「役員候補者選考委員会」の評価に基づき、理事として選任された場合。

(3) 第1号及び第2号における継続期間の上限は、1期または2期とする。

(理事の復帰)

第6条 理事は、同一職で連続10年の在任期間もしくは前条のただし書による延長後の在任期間が満了したことにより退任した後に、2期(4年)を経過した場合は、同一職に復帰することができる。

(委員会の設置)

第7条 この規程を公正及び適正に運用するために、理事会の議決により「役員候補者選考委員会」を設置する。なお、運用基準は別に定めるものとする。

(本規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

1. この規程は、2021年(令和3年)3月24日から施行する。

2022年(令和4年)12月9日 改定

2025年(令和7年)12月17日 改定(第1条、2条、3条、5条、6条)

2026年(令和8年)3月12日 改定